

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第12回（H26.11.17）	資料4-1

療養介護に係る報酬について ＜論点等＞

療養介護の報酬に係る論点

【背景】

療養介護は、病院に長期に入院する重度の障害者について、医療保険による医療の提供に上乗せして介護等を行うものであるが、サービス対象者の範囲の拡大について要望があるところ。

(対象者)

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者
- ③ 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者


【論点】

療養介護の対象者の範囲についてどう考えるか。

論点：療養介護の対象者の範囲について

- 療養介護の対象者は、病院への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者であることから、
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者
 - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害児であって、障害支援区分が区分5以上の者としている。

 - この対象の範囲については、上記①、②以外に、例えば、強度行動障害のある知的障害者等について対象とすべきといった要望がある。

 - しかしながら、上記①、②以外で、病院に入院して常時の医療ケアを受ける必要がある障害者像については、客観的なエビデンスに基づいて特定されるには至っていない。
- 
- 今後、調査研究等により、何らかの客観的なエビデンスに基づいて対象者の範囲を検討することについてどう考えるか。

(参考)療養介護の創設時における対象者設定の考え方について

※平成18年10月施行時の関係資料等の内容を要約

1. 対象となる障害者

病院に長期に入院する重度の障害者であって、医療保険による医療の提供に上乗せして介護を行う必要がある者を対象として想定。

具体的には、

- 医療保険に上乗せして公費による支援を受けて国立病院等に入院・入所していた重症心身障害者及び筋ジストロフィー患者を対象とする。
- また、疾患の進行過程で気管切開を伴う疾患については、筋ジストロフィー患者と同様に、長期にわたる濃密な医療的ケアと常時介護が必要であり、ALS患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者も対象とする。

2. 障害程度区分(※現:障害支援区分)

医療的ケアに加えて常時介護が必要なため、対象者は原則最重度の障害者。ただし、重症心身障害者及び筋ジストロフィー患者については、実際に国立病院等に入院している者の障害程度の状況を踏まえ、最重度より低い区分を設定。

- ① ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
→ 区分6に限る
- ② 重症心身障害者、筋ジストロフィー患者 → 区分5以上

療養介護に係る要望

【要望内容】

- ・ 療養介護事業の実施主体要件を緩和し、一定の条件を満たす障害者支援施設に療養介護サービスの提供を認めるべきである。

(全国身体障害者施設協議会、同旨：全国肢体不自由児者父母の会連合会)

- ・ 新規に強度行動障害者が入所を希望し障害支援区分の判定を受けても、療養介護の対象とならないと判断されて困っている実態があるため、当面は療養介護の対象に強度行動障害を明記することで対応すべきである。なお、強度行動障害者に特化した新たな専門利用施設体系を確保すべきである。

(全国重症心身障害児(者)を守る会)